

## 築上町新型コロナウイルス感染症対策児童福祉施設等検査費用補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、築上町内に所在する児童福祉施設等（以下「施設」という。）における新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設の児童及び生徒に新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等（以下「検査」という。）を実施する施設に対し、検査に要する経費を予算の範囲内で補助することに関し、築上町補助金等交付規則（平成18年築上町規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

**第2条** 対象の施設は、築上町内に所在する施設とし、別表に規定する施設とする。

(補助金対象経費)

**第3条** 補助金の対象となる経費は、対象施設の児童及び生徒に検査を実施した経費とする。

(補助金の額)

**第4条** 補助金対象経費の10分の10とする。ただし、国、県等による同様の補助金等（以下「国等の補助金」という。）の交付を受けようとする場合又は受けた場合は、補助対象経費から国等の補助金の額を除く。

(交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者は、検査の完了後、速やかに必要書類を添えて築上町新型コロナウイルス感染症対策児童福祉施設等検査費用補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(交付決定)

**第6条** 町長は、申請書を受理したときは内容を審査の上、交付すべきと認めるときは、速やかに築上町新型コロナウイルス感染症対策児童福祉施設等検査費用補助金交付決定通知書（様式第2号）を通知し、補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

**第7条** 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) その他この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

**第8条** 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、その返還を命じることができる。

(報告及び調査)

**第9条** 町長は、この要綱の施行に必要な限度において、補助対象者に対し報告を求め、又は事業所等に立ち入り調査することができる。

(その他)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この告示は、令和3年5月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

**別表 (第2条関係)**

児童福祉施設等	保育所, 小規模保育事業所, 幼稚園, 届出保育施設, 放課後等デイサービス事業所, 日中一時支援事業所
---------	--